

議案第 3 9 号

紫波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

紫波町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年紫波町条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後
（職員） 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）及び（2） 略 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 （職員） 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）及び（2） 略 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき1人 3 略 （職員） 第44条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上と	（職員） 第29条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。 （1）及び（2） 略 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 （職員） 第31条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 （1）及び（2） 略 （3） 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき1人（法第6条の3第10項第2号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） （4） 満4歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき1人 3 略 （職員） 第44条 略 2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数以上と

する。ただし、保育所型事業所内保育事業所 1 につき 2 人を下回ることはできない。 (1) 及び (2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき 1 人 3 略 (職員) 第 47 条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 及び (2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>20人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>30人</u>につき 1 人 3 略	する。ただし、保育所型事業所内保育事業所 1 につき 2 人を下回ることはできない。 (1) 及び (2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき 1 人 3 略 (職員) 第 47 条 略 2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。 (1) 及び (2) 略 (3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童 おおむね<u>15人</u>につき 1 人（法第 6 条の 3 第 12 項第 2 号の規定により受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4) 満 4 歳以上の児童 おおむね<u>25人</u>につき 1 人 3 略
--	--

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）の一部改正に伴い、保育所等における職員の配置に係る基準を改めようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。